

## 巡回スクールバス運行業務委託仕様書

- 1 目的 この巡回スクールバス（以下「バス」という。）は、児童生徒の通学を支援するとともに、保護者の送迎に係る負担軽減を図るため、佐賀県立大和特別支援学校（以下「本校」という。）において運行するものである。
- 2 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）
- 3 運行区間 別添乗降場所、時刻及び運行経路参照
- 4 運行見込日数 年間200日程度  
（詳細は、別添巡回スクールバス年間運行計画表による）
- 5 変更・中止 運行計画を変更する場合は次の要領で行う。
  - (1) 運行日の変更  
学校が運行日を変更する際は、1週間前までに受託者に連絡する。
  - (2) 運行時刻の変更  
ア 登校時：学校は始発時刻の1時間前までに受託者に連絡する。  
イ 下校時：学校は学校を出発しようとする時刻の1時間前までに受託者に連絡する。
  - (3) 運行を中止する場合  
学校は当日午前6時半までに受託者に連絡する。
- 6 委託業務内容
  - (1) バスの運行  
登下校時の児童生徒の送迎輸送
  - (2) 添乗員による業務等  
ア 乗車名簿による児童生徒の確認  
イ 児童生徒の乗降時の介助（安全ベルトの装着、脱着も含む）  
ウ 走行中の車内介助及び安全確認（児童生徒の健康状態等の様子の確認）  
エ 児童生徒の置き去り等の事故が発生しないよう、登校時における学校着及び下校時における最終乗降場所において、すべての児童生徒が降車したことを1席ずつ一番後ろの席まで確認すること。また、置き去り等の有無について、都度学校へ報告すること。  
オ 学校及び保護者等に対するバス内からの電話連絡  
カ 嘔吐物等の処理及び清掃  
キ バスの誘導  
ク 不測の交通渋滞や遅延等についての学校への連絡  
ケ 研修の受講（緊急時の連絡対応、学校又は県教育委員会が実施する研修の受講も含む）
  - (3) 車両の管理等
  - (4) 緊急時等（事故や災害時）の対応  
ア 故障・事故等が発生した場合は、児童生徒の安全を確認した後、速やかに学校に連絡し、その指示によるものとする。

イ 地震・風水害等の自然災害時における運行については、速やかに学校に連絡し、その指示によるものとする。

ウ 運行中、児童生徒の体調の変化があった場合は、速やかに学校に連絡し、学校の指示に従い対応する。状況によっては救急車の手配を行い、事後処理について学校に連絡する。

## 7 運行車両

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項口の一般貸切旅客自動車運送事業について国土交通大臣の許可を受けている者で、営業用バスを常時 2 台以上所有し、かつ大型 2 種免許保持者を常時 2 名以上雇用している者の車両を使用すること。
- (2) 車両は大型バス 1 台（車両サイズ：全長 12m×全幅 2.5m×全高 3.6m程度、高速料金区分：大型車）とする。
- (3) バスの運行に係る連絡等のため携帯電話等を設置する。携帯電話等はGPS機能付きで、位置情報確認アプリを利用できるものとする。
- (4) バスの保管場所は、受託者が準備した場所とする。
- (5) 乗車・降車時に児童生徒の所在確認が確実に行われるようにするため、こども家庭庁が公開している「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載された安全装置を装備すること。
- (6) 契約締結日から安全装置を装備するまでの間、または、車検や事故等により、安全装置を装備した車両が一時的に運行できない場合には、代替措置を講じること。（例：運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒の所在確認を行ったことを記録する書面を備える。など）

## 8 乗務員

- (1) 受託者は、乗務員として大型バスには添乗員 2 人、運転手 1 人を配置する。
- (2) 乗務員は、運行業務の職責の意識を高め、障害のある児童生徒への理解を深めるため、契約後、運行開始までに学校が通知する研修会を受講する。
- (3) 添乗員は、乗降の介助・確認、児童生徒の見守り、担任・保護者への引渡し、緊急時の連絡等を主な業務とする。

## 9 委託契約に含まれる経費

- (1) 乗務員の雇用及びこれに伴う一切の費用
- (2) 車内介助、嘔吐物等処理及び清掃に要する一切の費用
- (3) 修理費用
- (4) 燃料代
- (5) 車両の故障、事故、整備期間中の代替輸送に要する費用
- (6) 任意保険（対人・対物、搭乗者、無保険車傷害補償）の加入に要する費用
- (7) バス運行に係る連絡用携帯電話等の費用

## 10 損害賠償責任

- (1) 受託者は、委託業務の実施中に受託者の責めに帰すべき事由により発注者及び第三者に損害を与えたときは、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

- (2) 受託者は任意保険（無制限の対人・対物賠償及び補償内容に搭乗者傷害特約を付けたもの）に加入し、保険証書の写しを提出すること。

#### 11 請求及び支払い

請求金額は、当該年度の委託金額を12分の1とした金額を乙の請求に基づき支払うものとする。なお、これらの金額に1円未満の端数がある場合は、その端数は全て4月分の金額に合算するものとする。

受託者は、当月分について、翌月に学校へ請求書を提出し、学校は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

#### 12 運行状況報告

受託者は、毎月月末に当該月の運行状況を取りまとめ、翌月初めまでに学校へ報告すること。

#### 13 その他

- (1) 運行に際して必要な法規上の手続きを行うこと。
- (2) 使用する車両の車検証の写しを学校へ提出すること。
- (3) 故障・事故時の代替輸送を迅速に行うこと。
- (4) 主に知的障害のある特別な支援が必要な児童生徒が利用するため、窓の開口幅を狭くする等車内の安全確保の対策を講じること。
- (5) 業務上知り得た個人情報等の保護を行うとともに守秘義務を厳守すること。

#### 14 乗降場所と発着時刻（参考）

【登校時】大型バス1台	
1 サンカクヤ	7：40発
2 佐賀市東与賀支所	8：00発
3 森林公園西駐車場	8：20発
4 学校着	8：40着

【下校時】大型バス1台	
1 学校発	15：25発
2 森林公園西駐車場	15：45着
3 佐賀市東与賀支所	16：00着
4 サンカクヤ	16：20着